

令和 2 年 第 11 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 10 月 5 日 (月) 午前 9 時 00 分～10 時 32 分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員 (34 人)

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保委員
19 番 森 邦之 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	26 番 川崎照子 委員
27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員
30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員
33 番 筒井政信 委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員
37 番 片渕久司 委員		

4. 欠席委員 (2 人)

20 番 溝口恭麿 委員 25 番 岩石 学 委員 34 番 外尾美津子 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(2) 令和 2 年白石町農用地利用集積計画 (11 号) の承認決定について

(3) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

(4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について

報告事項

(1) 合意解約の報告

(2) 形状変更届出について

(3) あっせん申出の取下げについて

(4) 農地パトロールの実績報告について

業務連絡事項

(1) 第 12 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) 家賃支援給付金について

(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀
課長補佐兼農地農政係長	香月康彦
農地農政係長	吉原 浩
農地農政係	川崎正己

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 2 年 10 月第 11 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。本日は、20 番 溝口恭磨委員、25 番 岩石学 委員、34 番 外尾美津子委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は 37 名中 34 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。ではよろしくお願いたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、5 番 森口弘美委員、6 番大申勝委員 を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 150 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 150 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 150 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字遠江字二本松〇〇番、田 1,169 m²、同じく〇〇番、田 69 m²、計 1,238 m²です。

譲渡人は、白石町大字遠江〇〇番地（太原上）〇〇氏です。

譲受人は、福岡市南区野間〇丁目〇番〇号（福岡県）株式会社〇〇 代表取締役〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として10月2日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、長年、現在の場所で農業用機械販売を営まれておりますが、近年農業機械が大型化し、現状の敷地では駐車スペースが手狭になり、機械の積み込み、積み下ろし作業に支障をきたしているため、隣接の農地を譲り受け整備を計画されております。

周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長、隣接の農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第150号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第150号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第151号＝

議長 続きまして、議案番号第151号事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第151号。権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地は、大字遠江字新観音○○番、田624㎡です。

貸付人は、白石町大字遠江○○番地(新観音)○○氏です。

借受人は、白石町大字遠江○○番地(新観音)○○氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3ページから4ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として10月2日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、祖父の農地を孫が借り受けて、農業用倉庫、農業用機械・農業用資材置場、駐車場として計画されています。
借受人の規模拡大を目的とした転用であり、隣接農地は貸付人の所有田で、また区長並びに生産組合長の同意も得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第151号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第151号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第152号＝

議長 続きまして、議案番号第152号事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第152号。権利の種類は使用貸借権設定です。
申請農地は、大字福富字六本柳○○番、田667㎡です。
貸付人は、白石町大字福富○○番地(下区)○○氏です。
借受人は、白石町大字福富○○番地(下区)○○・○○氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第3種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 9 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、親所有の農地を子供夫婦が借り受けて、一般住宅を整備するというものです。
立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、隣接農地の耕作者、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番○○です。敷地の図面から見ると右の端に若干三角ばったところがあり、そこは入っていないのですが、これは何か意味があるのでしょうか。

事務局 事務局から説明をさせていただきます。右下の角が三角になっているところは、隣地の宅地がそこまでになっています。宅地の形状が一角だけが斜めになっているような形状になっておりますので、そこは特に利用しないわけではなく、宅地自体の形状は、そういった形になっているということです。
南の宅地が、ちょっと伸びている所までが、南の宅地の一角です。

○番 はい。わかりました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 152 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 152 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 153 号＝

議長 続きまして、議案番号第 153 号事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 153 号。権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地は、大字横手字二本柳竈〇〇番、畑 101 m²、同じく〇〇番、畑 124 m²、計 225 m²です。

譲渡人は、佐賀市富士町大字小副川〇〇番地（佐賀市）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字横手〇〇番地（大井）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は、自動車販売、自動車整備業を営んでいるが、今回の申請地は、現在の整備車両置場に隣接している狭小の農地で、宅地と併せての利用であることと、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。

ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。3 回ほどこの総会に出して頂いて、今、この申請地を見えます

と、特定土地改良事業の施行区域内ですよ。ということで、こちらの自動車工場は平成 13 年からと書いてあったのですが、もっと前から当地でされていると思うのですが、この狭小地が残っているということについて、土地改良事業はもっと前になされているわけですよ。こういう乱地が残ること自体がどうかと思っていたので、土地改良の事業区域で、しかもここに、自動車整備工場がなされた時点で、何らかの手続きができなかったのかなと感じを受けます。事務局の方に、申し訳ないのですが、こういうのが残っているのを、確認するには、どうしたらいいのかなと思うのですよ。昭和の最後頃から、土地改良事業が始まって農地の区域の農振地域の設定等ずっとやっていて、農地の区域を修正したり、変更して行って、本来はこういった形で残ること自体がどうかと、常に私は思っているのですが、農振地域指定に携わっている振興課としては、どう整頓されてくるのかなと。こういうのは、出てこないとわからないですよ。

事務局長 すみません。ここで即答できる歴代事業に携わったものが話さなければいけないと思うのですが、今のところは、結果をどうにかいじっているというだけであって、だいぶ年月も経ちますので、そういう意見が出ているということは、今、土地改良の話をするとなっても、無理なんですよ。白石、有明、福富それぞれ携わった職員もまだおりますが、もう退職にというタイミングでもありますので、一応話はします。

○番 わかりました。たぶん、もう 40 数年近く前の話です。そういう事で、こういう形で出てこないとわからないというのは、私達も審議をしようとしても、事務処理のような形になってしまうので、適正に処置をされて、法に基づく手続きをとって、そして私達自身も地域のそれぞれの利用計画等についても確認をしないとイケないのかなと思いはして、そういうのがありましたので、ちょっと意見をしました。

事務局 少し説明をさせていただきます。当初は圃場整備ということで農振地区だったと思うのですが平成 16 年見直しがされております。この中で進入路宅地周りの畑については、農振地区から外されたケースがかなりあると。農振地区から外れたといっても、そのまま転用ができないと宅地に変わりませんので、今回のようなケースかなと思います。農振から外れたあとの転用は、こういった形、屋敷周りのちょこちょこした分が出てくる可能性は今後あると思います。

○番 それでしたら、土地台帳と写真は面積。私がネットで調べたら航空写真使って現況の写真について農地については 100%書いてあるので実際のところ現況はわからないですよ。

事務局 宅地とか航空写真と見比べればわかると思います。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 153 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 153 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第154号＝

議長 続きまして、議案番号第 154 号事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 154 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字福富字鐘松〇〇番、畑 18 m²、同じく〇〇番、畑 20 m²、同じく〇〇番、畑 49 m²、計 87 m²です。

譲渡人は、福岡市早良区東入部〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字福富〇〇番地（中区）〇〇・〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

〇〇番、〇〇番につきましては、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

〇〇番につきましては、農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 9 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、一般住宅・駐車場、家庭菜園を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、一部以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しており

ます。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 154 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 154 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 155 号＝

議長 続きまして、2.「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定について」、議題とします。議案番 155 号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 155 号、令和 2 年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定について説明をいたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 4 件となっております。

詳細は 1 ページ目をご覧ください。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 3 ページに 11 件、4 ページから 8 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 38 件、合わせて 49 件の計画が提出されています。賃借権設定が 48 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。

そのうち新規が 31 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 19 件で、再設定は 18 件でした。

今回の利用権の総面積は 316,450.07 m²です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは 1 件、個人によるものが 10 件、農地中間管理機構によるものが 38 件となっております。

今回の計画の中で未相続農地は 14 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 14 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転についての審議します。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 155 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 155 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 利用権設定について審議します。これについては議事参与の制限がございます。
○番 ○○委員、○番 ○○委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(全員挙手)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 155 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 155 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 156 号～議案番号第 159 号＝

議長 続きまして 3.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 156 号から議案番号第 159 号まで続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 156 号。

申出農地は、大字遠江字八平○○番、畑 3,657 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字廿治○○番地（廿治新村北）○○氏です。

申請理由は、遠方であるということでございます。

議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

議案番号第 157 号。

申出農地は、大字福富字北搦〇〇番、田 4,167 m²、同じく〇〇番、田 2,747 m²、計 6,914 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（北区）〇〇氏です。

申請理由は高齢による農地の処分でございます。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 158 号。

申出農地は、大字湯崎字川津〇〇番 1、田 2,522 m²、同じく〇〇番、田 740 m²、計 3,262 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字深浦〇〇番地（白岩）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 159 号。

申出農地は、大字福富下分字角兵エ〇〇番、田 4,763 m²でございます。

あっせん申出者は、佐賀市兵庫北〇丁目〇番〇号（佐賀市）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 156 号から 159 号まで事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 156 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 157 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 158 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 159 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 156 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。
議案番号第 157 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。
議案番号第 158 号 ○番 ○○委員 ○番 ○○委員。
議案番号第 159 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議長 それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけれど、議案番号第 156 号は○○。議案番号第 157 号は○○。158 号は○○、159 号は○○でございます。
連絡調整につきましては担当者へお願いします。

○番 ○番○○です。事務局担当者の名前を言われましたが、事務局担当者の決め方がよくわかりません。担当者はどのようにして決められるのですか。

事務局長 大体、受け付けた職員がそのまま担当でといった形でやっております。

○番 窓口で取られた時の担当者が、自然と事務局担当ということになるわけですね。

事務局長 大体ですね。

○番 例えば、地区割で担当を決めているという訳ではないですね。

事務局長 そうですね。

○番 はい。わかりました。

議長 ほかにないですか。それでは次に移ります。

＝議案番号第 160 号＝

議長 続きまして 4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について」を議題とします。

議案番号第 160 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 160 号です。「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の再指名について」です。

9月の総会の折に、新担当の委員さんを案としてお示しをしておりました。その後、委員さん方で話し合いをされたかとは思いますが、変更があった部分について変更をされて、新しい委員さんの指名を行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。量がかなり多くなっておりますので、1 ページずつ進行をさせていただきたい

と思います。変更がある部分につきましては、挙手のうえに新しい委員さんのお名前をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、1 ページ目をご覧ください。34 件出ておりますが、変更がございましたら。よろしいですか。(挙手なし)

では、2 ページ目。(挙手なし)

3 ページ目。(挙手なし)

4 ページ目。(挙手なし)

では、5 ページ目。(挙手なし)

では、6 ページ目。(挙手なし)

では、7 ページ目。(挙手なし)

では、8 ページ目。(挙手なし)

はい。買受け希望の 9 ページ目。

○番 ○番の〇〇です。事務局にお尋ねする前に、○番の〇〇さん。○番の〇〇さんと○番の〇〇さんは親子ですよ。

○番 はい。

○番 そうすると、担当委員も同じ方がいいのかなと思っておりますが、今現在、私と〇〇さんがなっていますが、どうでしょうか。

○番 今〇〇委員がおっしゃられたように、5 番の借り手、名前が〇〇さんとなっておりますけれども、その方と 9 番の〇〇さんは親子ですので、どうしても〇〇さんのほうに話をしておりますので、私は、どちらでも構いませんので。

○〇さん、親戚だからどうですか。

○番 親戚だけの問題ですか。話しやすいと言うか、相談しやすいという利点は、あるのではないかと思うのですが。

○番 〇〇さんに私の分の 5 番もいっしょにお願いします。

○番 いいです。

○番 ○番〇〇です。整理番号 5 番と 9 番は同一世帯です。この場合、事務処理はいるのですか。あとの分が生き残るのでしょうか。

事務局 経営主は、息子さんの〇〇さんがされていると思いますので、前の分は経営移譲の途中だったかなと思ってですね。

○番 そうですね。たぶん、29 年の 11 月と 30 年の 2 月だから 4 ヶ月程度しか変わらない

ですね。

事務局 内容はほとんどいっしょですね。親子ということで、経営主が息子〇〇さんですので、5番は削除で委員さんはそのまま、〇〇委員と〇〇委員で。

〇番 本人、親子はやる気満々でしています。

事務局 あくまで受けるほう、出すほうではなく。あくまで、経営主が希望ということですのですね。確認はしますけれど、同じということで、1個にしたほうがいいので、5番のほうを削除でお願いします。

事務局長 今のは、5番のデータを削除。

〇番 〇番の〇〇です。今日の時点で5番を削除というのは控えたほうがいいのではないのでしょうか。あとで、確認をしたうえで、処理したほうがいいと思います。たぶん、削除にはなるとは思いますけど。

議長 では、5番は事務局で確認のうえ、削除するかしないかをよろしく願いしておきます。

〇番 〇番〇〇です。7ページの213番・214番〇〇さん。あっせん申出がでていたんですけども、その後、あっせん取消しをしたいという希望が出ていたので、本人にはあっせん取消しをお願いしていたのですが、この書類からいえば、まだ、来ていないということですね。それでは、あともって提出させますので。

議長 3条で出てなかったですか。

〇番 それでしたら、外さないといけないでしょ。3条というと、もう売買ができていくということですか。もう1個のところは、先月、3条で出ていましたよね。確認しておきます。

議長 見て、後で交替があれば事務局にお願いします。

〇番 〇番〇〇です。段々、案件が増えていきます。私も何年かお世話になっておりますが、増えていくばかりで、減りははしないです。だから、売渡し希望価格とか色々ありますが、価格の見直しも一回、この値段ですよということはないのですが、一応はある程度前の〇〇の時に、農業委員のほうから、大体これくらいですよというあれは示してくれというので、最初示さなかったのですが、示してくださいということだったので、だいたいこれくらいですよ。と売渡し希望価格を決めたのですが、当時の売渡し希望価格からすれば、現在、若い人に聞いても買おうと思っても、農産

物の流れていっているのに、借りるのでも、こんなに高いのでは、人は増やしたいのですがという意見はあるわけですね。それで、ここで結論を出して下さいということではないのですが、みなさんで、ある程度の売渡し希望価格を地区別に挙げてでも、これくらいですよと言えるような、だいたいの指針を示したほうがいいのではないかと思うのですけど。以上です。

事務局長 今出していただいた意見については、先送りせずに、近々の幹事会なりで、まず、図っていきたいというふうに考えております。それぞれ地区の委員さんも地区の幹事さんがいらっしゃいますので、お持ちであるご意見を言っていただいて、その話を始めたいと思います。

議長 この程度でいいですか。あとで、また、幹事会のほうで協議を始めたいと思います。

22 番 はい。幹事会のほうで、ある程度、指針を示していただければと思います。

議長 引き続き、報告事項に移ります。事務局よりお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について
- 3 あっせん申出の取下げについて
- 4 農地パトロールの実績報告について

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- (1) 第 12 回農業委員会総会の日時及び場所
- (2) 家賃支援給付金について
- (3) その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 32 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員